

## 入札説明書

令和6年札幌市告示第2726号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1 告示日

令和6年6月26日

### 2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル3階

札幌市保健福祉局保健所食の安全推進課

電話：011-622-5170 メールアドレス：shoku-kanshi@city.sapporo.jp

### 3 入札に付する事項

#### (1) 名称

生活衛生情報管理システム用プリンタ及び複合機の借受

#### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

#### (3) 納入期日

令和6年10月31日（木）

#### (4) 賃貸借期間

令和6年11月1日から令和11年9月30日まで（59か月間）

ただし、本調達は地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、発注者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することがある。

#### (5) 入札方法

月額で行う。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書（別紙1）に記載すること。

#### 4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種区分が大分類「一般サービス業」、中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 仕様書に示す同等品で入札に参加する場合は、担当課が確認した同等・規格確認書を提出できること。

#### 5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先  
上記2に同じ。
- (2) 入札書の受領期限  
令和6年7月17日（水）12時00分（必着とする。）
- (3) 開札の日時及び場所  
令和6年7月17日（水）14時30分  
札幌市中央区大通西19丁目WEST19ビル2階 小会議室

#### (4) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合は、入札書に競争入札参加資格者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）しておくとともに、入札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることはできない。

#### (5) 入札書の提出方法

入札書（別紙１）にて作成し、持参又は送付により提出すること（電送による提出は認めない。）。

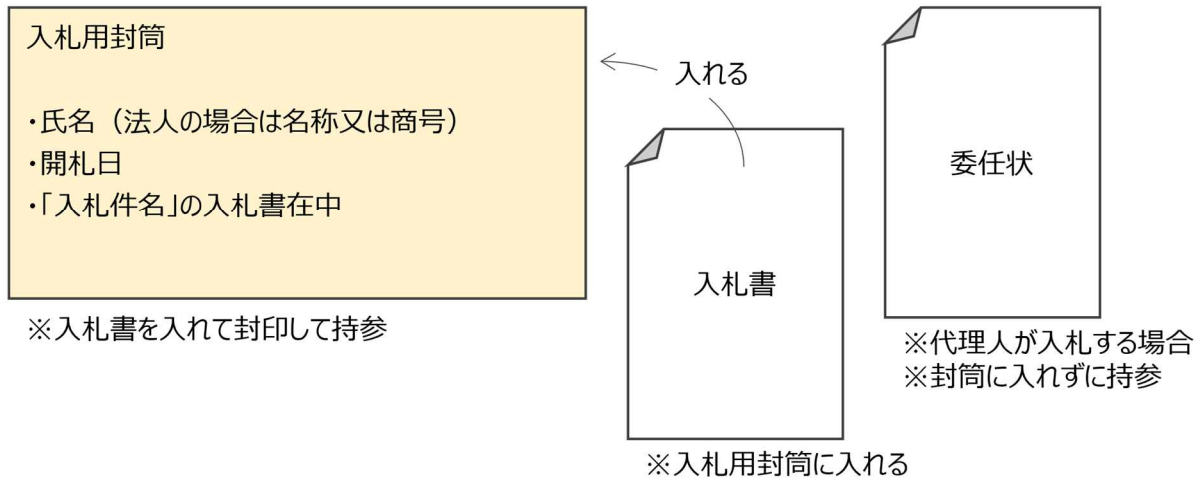
##### ア 入札書を持参する場合

入札書を封筒に入れて封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和６年７月１７日開札 生活衛生情報管理システム用プリンタ及び複合機の借受 入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状を入札書と同封せず提出すること。なお、土曜日、日曜日及び祝祭日は提出場所が閉庁しているため、持参による提出はできないので注意すること。

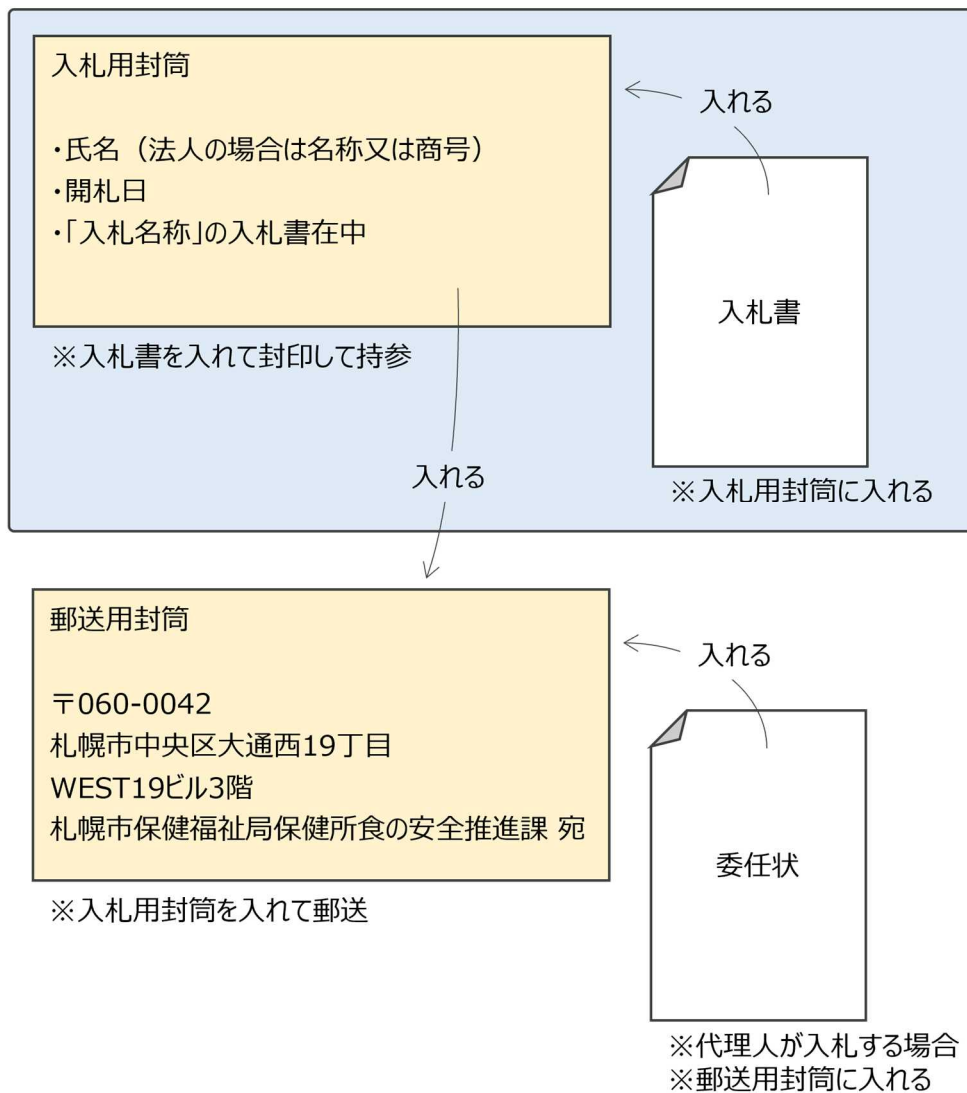
##### イ 入札書を送付する場合

二重封筒（入札用の内封筒、郵送用の外封筒）とし、入札書を内封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和６年７月１７日開札 生活衛生情報管理システム用プリンタ及び複合機の借受 入札書在中」の旨を記載すること。また、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れること。

ア 入札書を持参する場合



イ 入札書を送付する場合



## 6 入札手続等

### (1) 入札保証金

免除

### (2) 契約保証金

要。契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が閉庁日の場合は翌開庁日）までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

### (3) 最低制限価格の設定

なし

### (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

### (5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められたとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

### (6) 開札の方法

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書又は入札権限に関する委任状（別紙2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ後述の審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

カ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

キ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

#### (7) 事後審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、開札日の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、事後審査に関する書類（事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙3）、事業協同組合等の場合は組合員名簿、同等品で参加する場合は担当課の確認を得た同等・規格確認書（別紙4））を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

#### (8) 消費税及び地方消費税免税事業者申出書

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙5）を提出しなければならない。

(9) 契約書作成の要否

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(11) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

質問書（別紙6）を上記2宛に持参、送付又はメールにより、上記1の告示日から令和6年7月4日（木）17時00分までに提出すること（郵送の場合は同日必着）。

イ 質問に対する回答

原則として、令和6年7月8日（月）までに保健福祉局ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

<保健福祉局ホームページURL>

<https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/keiyakujouhou/index.html>